

第8章 年金・税等の優遇

老齢基礎年金

●国民年金のしくみ

老後等の収入が得られにくい時期の生活など、将来へ備えるために社会全体で支えるしくみです。そして自分が高齢者になったときの生活は、そのときの働く世代の保険料によって支えられます。このように国民年金は、みんなのために、そして自分の将来のために世代をつないで助け合う制度です。

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間、厚生年金（旧共済組合含む）の加入期間、免除期間、合算対象期間（国民年金に加入しなくてもよかった期間）などを合わせて10年以上ある人が、65歳の誕生日の前日に受給権が発生し、受給権の発生した日の属する月の翌月から支給が開始される年金です。

●老齢基礎年金の計算式（年額）

<平成21年3月までの期間>

$$\text{老齢基礎年金の満額(※)} \times \frac{(\text{保険料納付月数}) + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{1/3} + \frac{\text{保険料3/4免除月数}}{1/2} + \frac{\text{保険料1/2免除月数}}{2/3} + \frac{\text{保険料1/4免除月数}}{5/6}}{480 \text{ 月(20歳到達月から60歳到達月の前月までの40年間)}}$$

<平成21年4月からの期間>

$$\text{老齢基礎年金の満額(※)} \times \frac{(\text{保険料納付月数}) + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{1/2} + \frac{\text{保険料3/4免除月数}}{5/8} + \frac{\text{保険料1/2免除月数}}{3/4} + \frac{\text{保険料1/4免除月数}}{7/8}}{480 \text{ 月(20歳到達月から60歳到達月の前月までの40年間)}}$$

(※)老齢基礎年金の額は年度毎に異なります。

●繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として65歳からですが、希望すれば60歳から64歳までに減額された年金を受け取ることや、66歳以降に増額された年金を受け取ることができます。

なお、一度増減額された支給率は生涯変わりません。詳しくは年金事務所または各区役所市民総合窓口課までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》			
中央区・若葉区・緑区にお住まいの方		花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方	
千葉年金事務所	242-6320	幕張年金事務所	212-8621
各区役所			
中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

税の控除

●障害者控除

障害者手帳をお持ちの方または障害者手帳をお持ちの方を扶養している方は、障害者控除が受けられます。(なお、障害者手帳をお持ちでない場合でも、6か月程度以上ねたきりの状態が続いたり、認知症などで日常生活に支障のある65歳以上の方で一定の基準に該当する場合は、保健福祉センター所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除を受けることが可能です。詳細は90ページをご確認ください。)

●老人扶養等控除

年齢が70歳以上(令和8年度は昭和31年1月1日以前に生まれた方)で合計所得金額が58万円以下の方を扶養している方は、一般の配偶者控除・扶養控除にかわって、老人配偶者控除・老人扶養控除が受けられます。(老人扶養控除対象の方と同居を常としている場合は、同居老親等として控除額を上乘せできます。)

また、老人配偶者控除・老人扶養控除対象の方と同居を常としており、対象者が特別障害者の場合は、同居特別障害者控除が受けられます。

※老人ホームなどに入居している場合は、同居を常としているとはいえません。

●公的年金等控除額

公的年金等の収入金額に応じて、次の表の算式により求めます。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上の者 (令和8年度は昭和36年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満 330万円以上 410万円未満 410万円以上 770万円未満 770万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	110万円 (A) × 25% + 27万5千円 (A) × 15% + 68万5千円 (A) × 5% + 145万5千円 195万5千円
65歳未満の者 (令和8年度は昭和36年1月2日以後に生まれた方)	130万円未満 130万円以上 410万円未満 410万円以上 770万円未満 770万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	60万円 (A) × 25% + 27万5千円 (A) × 15% + 68万5千円 (A) × 5% + 145万5千円 195万5千円

※令和3年度(令和2年分)から、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は10万円、2,000万円を超える方は20万円を上記の公的年金等控除額から減額します。

《お問い合わせ先》

住民税(市・県民税)に関すること

中央区・若葉区・緑区にお住まいの方		花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方	
東部市税事務所市民税課 <若葉区役所内>	233-8140	西部市税事務所市民税課 <美浜区役所内>	270-3140

所得税に関すること

千葉東税務署	中央区祐光 1-1-1	225-6811
千葉南税務署	中央区蘇我 5-9-1	261-5571
千葉西税務署	花見川区武石町 1-520	274-2111

障害者控除対象者認定

身体障害者手帳をお持ちでなく、6か月程度以上ねたきりの状態が続いていたり、認知症などで日常生活に支障のある65歳以上の方で一定の基準に該当する場合は、申請により保健福祉センター長の障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。（最長で5年分を遡及して申請することができますが、過去の介護保険の認定調査資料等を基に審査するため、5年分の交付ができない場合があります。）

認定を受けた方、又は当該認定を受けた方を扶養している方は、この認定書を持って確定申告等を行うことにより、本人又は扶養者の障害者控除を受け、税金が減額になるなどの適用を受けられる場合があります。

詳しい手続きは、各区保健福祉センター高齢障害支援課にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

下水道使用料の一部減免

- 対象者 要介護者（65歳以上で要介護4または5）の方がいる世帯で、世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税である世帯
- 減免額 基本使用料および月10立方メートルまでの従量使用料と、これらにかかる消費税等相当額

《お問い合わせ先》	
下水道経理課	245-5409